

るは、治承三年の冬より、いかなるべしとも思ひわかで、佛神に祈りて、攝籙の先途には必ず達すべき告有て、十年の後、けふ待つけつるといはれけり、十六日やがて拜賀せられにけり、其夜ことに雨ふりたりけり、さて後法皇白河には、心まづかに見參に入てありければ、我はかくなにとなきやうなる身なれど、世をば久く見たり、はゞからずたゞよからんさまにおこなはるべき也なと仰有て、おほえの丹後と云は、淨土寺二位宜陽門院河皇女の御母也、出あはせなとして在けり、

〔保曆間記〕建久三年三月十三日法皇崩御ナル、後追號ヲバ後白河院ト申、保元ヨリ打續キ世亂レテ、御心安キ事モ無テ、年ヲ送セ御坐キ、是末代ニ成リヌル故ニ、皇法ノスタレ行ト覺エタリ、主上鳥羽幼帝ニ坐シケレバ、昔ノ如ク攝政兼實公、月輪殿政事ヲ仕給ケリ、大方ハ一向關東ノ任ニゾ成ケル、

〔公卿補任順德〕攝政正二位藤道家 承久三年四月廿日、詔氏長者、依新帝元外舅也、

〔愚管抄仲恭〕攝政左大臣道家中略、外祖外舅、爲大臣之時、無不居攝政之例、道理必然、宣命云々、

〔百練抄四十四條〕嘉禎元年三月廿八日辛酉、前關白道原被還補攝政云々、希代例也、

〔保曆間記〕天福元年十二月二日主上堀河ノ一宮四ニ讓國アリキ、先帝ヲバ後堀川院ト申テ、院

中ニテ政ヲセサセ給フ處ニ、同二年文曆元年也、八月六日崩御成セ給フ、當今僅四歳ニ成セ給ケ

リ、幼帝ニテ爲渡給ケレバ、關白道家昔ノ如ク攝政シ給ケリ、關東ノ將軍賴モ此息男ニテ御坐

シケレバ、公家武家一ニテゾ有ケル、

〔増鏡五〕内野の雪、寛元も四年になりぬ、正月廿八日春宮後深草に御位ゆづり申させ給ふ、この御門も

又四にぞならせ給ふ、めでたき御ためしどもなれば、行す系もおしはかられ給ふ、光明峯寺道

家御三郎君、左大臣つねのおとゞ、御とし廿四にて攝政し給ふ、いとめでたし、御あにの福光園院

殿實もと關白にておはしつる、うらみてまぶくにおはしけれど、ちからなし、御はらから三

人までせつろくまたまへるためし、ふるくは謙徳公伊尹、忠義公兼通、東三條大入道殿兼家その